

事 務 連 絡  
令 和 5 年 3 月 31 日

都道府県  
各 指定都市 母子保健主管部局 御中  
中 核 市

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置等に係る対応について(依頼)

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

男女雇用機会均等法の規定に基づく母性健康管理措置の関係では、これまで、令和2年5月7日付事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、出産場所の確保等の不安を抱える妊婦の方々への相談窓口の設置について(検討依頼)」等により周知等に御協力いただいていたところです。

他方で、新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、令和5年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律114号)上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされる等の取扱いの変更が行われることとされたところです。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する妊娠中の女性労働者の心理的なストレスについて、制度創設時とは同様ではないと考えられること等の理由から、今般、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置(以下「コロナ母健措置」という。)については経過措置として期限を延長することとしました。併せて、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金(以下「コロナ母健措置助成金」という。)についても、一部を令和5年3月末で廃止し、一部については支給要件等を見直した上で経過措置として期限を延長することとしました。また、各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)(以下「雇均部(室)」という。)に設置している「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」(以下「特別相談窓口」という。)については、令和5年3月末限りで終了することとしました。

具体的な内容については下記のとおりですので、これらの内容について御了知の上、周知に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1 コロナ母健措置について

コロナ母健措置の期限について、経過措置として、令和5年3月31日から令和5年9月30日に延長しました。詳細については、別紙1を御参照ください。

### 2 コロナ母健措置助成金について

これまで、要件を満たす対象事業主に対して、コロナ母健措置助成金として「両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)」及び「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」による助成を行ってきたところですが、これらのコロナ母健措置助成金については経過措置として、以下のとおり対象期間、支給要件等を変更いたしました。詳細については、別紙2を御参照ください。

#### (1) 両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)について

イ 対象期間を令和5年3月31日から令和5年9月30日まで延長したこと。

ロ 支給要件について、就業規則等において、母性健康管理措置(コロナ母健措置以外のものを含みます。)として、勤務時間の変更、勤務の軽減、休業その他の措置を業規則等に整備し、当該措置の内容を労働者に周知していることを追加したこと。

ハ 支給額について、対象労働者1人当たり28.5万円から20万円に変更したこと。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金について

令和5年3月末で終了し、申請期間を同年5月31日までとしたこと。

### 3 特別相談窓口について

新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じる、通勤や働き方で悩みを抱える等、働く妊婦の皆さまがお困りの際に相談しやすいよう、母健措置等に係る相談に対応する窓口として、令和2年10月1日から令和5年3月31日までの間、雇均部(室)において特別相談窓口を設けているところ、この窓口の開設期間については延長せず、令和5年3月末で終了することといたしました。なお、特別相談窓口の終了後も、引き続き、雇均部(室)において母健措置等に係る相談は受け付けておりますので、働く妊婦の方から、母健措置等に関する詳細なお問い合わせやご相談等があった場合には、勤務先の事業場の所在地を管轄する雇均部(室)をご案内ください。

### 4 周知への御協力について、

働く妊婦の方々からの相談に当たり、コロナ母健措置については別紙1を、コロナ母健措置助成金については別紙2を御活用いただくとともに、可能な範囲で母子保健に関する窓口等に配架いただくなど、周知について御協力をお願いします。

なお、妊婦の方向けの新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策全般については、別紙3を活用ください。

(参考資料)

- 女性労働者の母性健康管理等について（厚生労働省HP）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html)
- 職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省HP）  
※新型コロナウイルス感染症対策  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html)
- 「働く女性の心とからだの応援サイト」内  
「妊娠出産・母性健康管理サポート」ページ  
[https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/index\\_bosei.html](https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/index_bosei.html)

(担当)

厚生労働省雇用環境・均等局  
雇用機会均等課 母性健康管理係  
Tel:03-5253-1111 (内線 7843)  
Fax:03-3502-6762